○国土交通省告示第千九十一号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
令和７年12月26日	一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町３番３２号	一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町３番３２号	Ｆ（船舶）	日本国、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国

○国土交通省告示第千九十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人日本就職支援協会から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区渋谷二丁目十四番十三号
変更後	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十五番五号

二　変更する年月日　令和七年十月一日

○国土交通省告示第千九十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人日本就職支援協会から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区渋谷二丁目十四番十三号
変更後	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十五番五号

二　変更する年月日　令和七年十月一日

国会事項

参議院

弔詞

十月十七日逝去された元内閣総理大臣村山富市君に対し、十二月二十日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされました　元内閣総理大臣正二位大勲位村山富市君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

国会議員の資産等報告書の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等報告書を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日

資産等報告書　令和八年一月五日（月）

閲覧場所

参議院議員会館地下二階

資産等報告書等閲覧室

（千代田区永田町二丁目一番一号）

閲覧時間等

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

人事異動

内閣

特命全権大使

同　馬越　正之

同　大沼　俊之

願に依り本官を免ずる（各通）（十二月二十三日）

同　折笠　弘維

同　下川眞樹太

宮内庁

宮内庁次長

勤務延長の期限を令和七年十二月二十四日に繰り上げる（十二月二十三日）

黒田武一郎

宮内庁次長

国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により勤務延長の期限到来により令和七年十二月二十四日限り退職

黒田武一郎

宮内庁次長に任命する（以上十二月二十四日）

緒方　禎己

防衛省

（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）防衛審議官

中野　憲幸

（大臣官房付）に転任させる

防衛事務官

（大臣官房付）

内閣官房へ出向させる（併任）

（大臣官房付）防衛事務官

吉野　幸治

防衛書記官（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）に転任させる（以上十二月十九日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事

太田　多恵

札幌家庭裁判所判事に補する

兼ねて札幌地方裁判所判事に補する

札幌簡易裁判所判事に補する（十二月二十三日）

皇室事項

認証官任命式

十二月二十四日午後五時、宮中において、宮内庁長官黒田武一郎の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日に、土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

法務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人栗原正史は願により公証人を免ぜられた。（十二月十六日）（法務省）